

家屋の解体処分

環境保全課災害廃棄物対策室 ☎ 23-6074

10月1日以前は「全壊」または「大規模半壊」の判定を受けた家屋で全部解体する個人住宅、分譲マンション、個人所有のアパートおよび貸家が対象でしたが、10月1日から中小企業者などが所有する店舗や事務所なども対象となり範囲が拡大されました。

また、「半壊」の判定を受けた個人住宅については、市が認める場合は対象となります。

詳しくは、お問い合わせください。

◆対象となる家屋

次の①～④のいずれかに該当し全部解体する家屋。

- ① 災証明書で「全壊」または「大規模半壊」の判定を受けた個人、中小企業者が所有する住宅（併用住宅を含む）、分譲マンション、アパートおよび貸家
- ② 災証明書で「半壊」の判定を受けた個人の住宅（併用住宅を含む）のうち、**修繕では危険を回避することができないと市が認めた家屋※1**
- ③ 個人、中小企業者等（個人で経営する商店や農業者も含む）などが所有する店舗、事務所、工場、倉庫業の倉庫、作業場、畜舎のうち「**全壊**」、「**大規模半壊**」に相当する※2 主たる家屋
- ④ 個人が所有する家屋で、**やむを得ない事由※3**により空き家となっていて、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊でも修繕では危険を回避することができないと市が認めた家屋（②と同等）」に相当する家屋

※1 **修繕では危険を回避することができないと市が認めた家屋**とは

次のいずれかに該当する家屋

- ・建物の四隅の傾きはないが、床が傾いている
- ・建物の四隅の傾きはないが、^{はり}梁や柱の損害が大きい
- ・建物の半分は全壊相当だが、残りの部分の損害が少ない

※2 「全壊」「大規模半壊」に相当するとは

「災証明書」の基準を準用し環境保全課で調査します。

※3 **やむを得ない事由**とは

介護老人福祉施設などに入所しているとき（住所地特例）や海外などに赴任しているとき

◆申請に必要なもの

- (1) 申請者が確認できるもの（運転免許証またはパスポートなど）
- (2) 災証明書の写し（住宅のみ）
- (3) 解体する家屋の建物登記簿全部事項証明書（登記し

ている場合）

- (4) 建物登記簿全部事項証明書に他の共有者や抵当権者などの権利関係者がいる場合や相続登記をされていない場合は全員からの同意書
- (5) 商業・法人登記簿謄本（法人格を有する中小企業者などの場合）
- (6) 代理人の場合、委任状（所有者の印鑑証明書が必要）
- (7) 法人税、事業所得の申告書の写し（被災当時、事業活動を行っていることがわかるもの）
- (8) その他申請内容を確認するために必要な書類

【9月30日までに家屋の解体を始めた場合や解体が終了している場合】

被災家屋の解体処分の申請に必要な書類(1)～(8)のほか

- に次の(9)～(11)が必要です。
- (9) 施工業者との契約書または領収書
- (10) 施工前（損壊状況がわかるもの）と施工後の写真
- (11) 損壊家屋解体処分工事費用内訳書（市指定の様式に施工業者が作成したもの）

※申請内容が適正と認められた場合は、市の基準単価に基づき算出した額を払い戻します。

◆申込

11月30日(※)まで環境保全課（市役所西庁舎4階）または各総合支所総務課



災害ごみの一時保管場所

環境保全課災害廃棄物対策室 ☎ 23-6074

◆災害ごみ一時保管所

地域	場所	11月の受け入れ日	受け入れ品目	
古川	環境保全課 ☎ 23-6074	毎週日曜日、水曜日および第2・4土曜日を除く日	家屋廃材（「かやぶき屋根のかや」も可）、土壁、石膏ボード類、アスベストを含む廃材で飛散性のものを除くもの（スレート瓦など）	
	梶江合（石田工業団地内）	毎週日曜日、第2・4土曜日を除く日	瓦、コンクリートブロック類	
松山	総合支所総務課 ☎ 55-2111	毎週木曜日、金曜日、土曜日を除く日 ※ 11月末で閉鎖	畳、家具類、コンクリートブロック、瓦類、土壁、石膏ボード、金属類、ガラス、陶器類 家屋廃材（木材、木くず）	
	総合支所総務課 ☎ 52-5830	桑折字推路山地内 ※ 4t車以下で搬入	毎週木曜日、金曜日、土曜日を除く日 ※ 11月末で閉鎖	家屋廃材、畳、家具類、コンクリートブロック、瓦類、土壁、石膏ボード、金属類、ガラス、陶器類
鹿島台	総合支所総務課 ☎ 56-7111	旧鹿島台商業高校跡地	毎週木曜日、金曜日、土曜日を除く日	家屋廃材、畳、家具類、コンクリートブロック、瓦類、土壁、石膏ボード、金属類、ガラス、陶器類
岩出山	総合支所総務課 ☎ 72-1211	岩出山木通沢地内	総合支所総務課へお問い合わせください ※ 11月末で閉鎖	コンクリートブロック、瓦類、土壁
田尻	総合支所総務課 ☎ 39-1111	大貫地区公民館グランド	毎週木曜日、金曜日、土曜日を除く日 ※ 11月末で閉鎖	家屋廃材、畳、家具類、コンクリートブロック、瓦類、土壁、石膏ボード、金属類、ガラス、陶器類

※事前に環境保全課または各総合支所総務課で搬入許可証の交付を受けてください。申請できるのは、「災証明書」または「被災証明書」が交付された本人または世帯員です。

◆申請に必要なもの

- ① 搬入する車両ナンバー
- ② 搬入者の住所、氏名、連絡先
- ③ 解体家屋の坪数
- ④ 搬入期間の記入が必要です。

※搬入時間は9時～12時、13時～16時です。

※搬入できるのは、個人の災害ごみに限ります。

※許可証がない場合は搬入できません。

※「かやぶき屋根のかや」「アスベストを含む廃材で飛散性のものを除くもの」を搬入する場合は、地域に関わらず事前に、環境保全課で搬入許可証の交付を受けてください。

※松山地域、三本木地域、岩出山地域、田尻地域の一時保管場所は11月30日(※)で災害ごみの受け入れを終了します。

※12月1日(※)以降はA・B・Cの3カ所で引き続き受け入れします。